

Title	立憲君主国に於ける議会の地位
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.3 (1913. 7) ,p.597(181)- 612(196)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130710-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

く」といふは眞理の全部にあらずしてその一部のみ、「農業も工業も共に收穫遞減並に收穫遞増の兩法則の適用を受く」といふがその全部なり假令一部の眞理なりと雖も眞理は即ち、眞理なり、然るに若しこの一部の眞理を誤り解して、「農業は收穫遞減の法則のみ適用を受け工業は收穫遞増の法則のみ適用を受く」となすものあらばそれは正しく謬論なり、若し更に進んでこの謬論より推して「農業の收穫は遞減し工業の收穫は遞増す」と云ふものあらば、それは謬論を採用したるその上に猶ほかゝる法則を支持する假定ある場合とその假定なき實際の場合とを混同するといふ二重の誤を犯せるものといはざるべからず。眞理は「農業も工業も共に妨害として現はるゝ所の收穫遞増の法則と發明として現はるゝ所の收穫遞減の法則との競合の結果として、或は遞減收穫を擧げ、或は遞増收穫を擧

げ、或は恒同收穫を擧ぐ」といふにありて存す。
(完)

立憲君主國に於ける 議會の地位

村田岩次郎

(一)

抑も立憲國とは何ぞ、普通の定議に従へば國家の作用を分て立法、司法、并に行政の三とし各獨立の機關に依て之を行ひ、唯一の機關をして之を單獨專行せしむることを許さざる政體の國家を云ふ。專制國に在りて君主が國家の事務を行ふに當りて種々の機關を設くることあるも并は全く君主一人の意思に依て定まることにして國法上の要件にあらず、君主之を改廢すること固より其の自由なり。之に反して立憲國に在りては國權の行使は國法上の原則として必ず其の作用に従ひ各獨立の機關に依て行はるゝことを要す。此の普通の定義は固より大體論として差支なきが如しと雖ども、今日の重なる立憲國

雜 錄

に付て見るも明白なるが如く、立法機關たる議會が豫算を協賛し君主が裁可に依りて立法權を行使し、司法裁判所に於て行政事務を執るが如き、之を原則に對する例外と見るには餘りに普通の現象なり。法律上の觀念としての立憲國は必ずしも立法司法并に行政の三權各分立して各獨立の機關に依て行使せらるゝことを要件とせず、唯國家の最高機關が國權を行使するに當りて法律上一定の範圍に於て他の機關の參與を要件とする國家を指稱するものなり。即ち所謂三權分立が嚴格に行はるゝと否とは必しも之を問はざるなり。又立憲君主國と專制君主國との區別標準は之を更に他の點に求むることを得べし專制君主國に在りては君主の意思は即ち國家最高の意思なり。君主の行爲にして法の規定に牴觸するも、并は法規違反に非ずして法規變更の問題となるべし。即ち右の場合に於て君主の負ふ可き責任は政治上の責任たる可く、法律上の

責任にあらざるなり。之に反して立憲君主國に在りては君主も亦法律の下に在り、法律は人民を拘束すると共に君主をも拘束し、且つ其の法律は君主の意思と人民の意思と相合して成立するものなり、法律が單に君主の意思たるに止まらば君主は法律の上に在るとを得可く、法律が單に人民の意思たるに止まらば人民は法の上に在るとを得可し。法律が君主人民の意思の合致に基きて成立し君主と人民とを均しく拘束するは立憲君主國の專制君主國と異なる所以にして、又斯の如くして立憲君主國に於ける國民は當然國家機關たる地位を承認せらるゝ者とす。

斯の説を非難するものは曰く「憲法の何れの箇條に於ても全體としての人民の地位、人格、意思等を積極的に承認したる規定を發見せず」と。然れども憲法は國法學の教科書にあらず、國法學上國家の人格を認むるにあらざれば國家の法律上の性質を説明し得ざるものとすれば憲法

に之を承認するの規定存すると否とを問はず猶國家の人格を認む可きが如く、人民の國家機關たる地位を承認するに當りて憲法に明文を以て規定せるや否やは必ずしも問ふを要せず、唯其の説明が明かに憲法の規定乃至精神に反せざることを要するのみ。而して立憲國に於ける國民の國家機關たる地位は通常國民が國家の爲めに其の意思を發表する機關の組織を規定せる憲法の條規に依りて間接に公認せらるゝものなり。殊に憲法の明文を以て「議會は國民を代表す」と規定したる場合に於ては固より明白なり。君主の意思と國民の意思とを法律成立の要素となすを以て立憲君主制の要件となすは我が國憲法の規定にも牴觸せざるのみならず（此點は後に述べん）憲法の前文に「其の（臣民の）翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み」云々とある立憲の精神にも適合すればなり。

英國が立憲國として天下の師表たるは上述の

ばなり。

〔二〕

立憲國たる要件と政治の實際とが最も能く調和せるが爲めにして、立法、司法、并に行政の三權が英國に於て最も嚴格に分立せるが爲めにはあらざるなり。市村（光惠）博士が京都法學會雜誌第八卷第一 七十七頁に於て「我國に於ては天皇ありて統治權を總攬せられ貴族院ありて庶民院と同一の法律上の權限を有し以て立法豫算其他の國務に參與す、英國の如き下院專制の政治は現行法の下に於て行はるゝ能はざる状態に在り此の如く下院の專制を許さざるは、却て立憲の本義たる權力分立主義に適合するものに非ざるか：吾人は寧ろ獨逸流の内閣制度を有し得る状態に在る我國の現状を喜ぶ」と云はれたるは予輩の斷じて賛同し得ざる所なり。蓋し立憲君主制の期する所は君主の意思と人民の意思とが法律上に於て又政治上に於て能く一致調和して以て國政を支配するの一事に在りて三權分立の嚴格に行はるゝこと夫れ自身にあらざれ

立憲君主國たる法律上の要件は國家意思たる法律の成立に君主の意思と國民の意思との合致を要すとなすに在るときは立法機關たる議會は當然國民を代表す可く、其の決議は法律上の國民の意思と看做す可く、而して議會の決議は君主の裁可を得て法律と成るものなり。然れども斯くの如き解釋は未だ一般に承認せらるゝ所とならず。仍而反對論の内容を明かにする爲め英國の憲法學者「ダイシー」氏并に獨逸の「ラーバンド」氏の見解を略述して後其是非如何を徐ろに考察せんと欲す。「グ」氏の見解左の如し。

千六百九十四年の法律に依り議會の任期を三年となしたるを以て、千七百十六年には其の翌年末までに總選舉を行はざる可からざる場合となれり。然れども當時は選舉者の多數は「ジャコビン」黨なりしを以て獨り政府に取りてのみ

ならず、國家を亂すの危険ありしを以て政府は當時開會中の議會をして議會の任期を三年より七年に延長するの法案即ち「セプテニアル・アクト」を通過せしめたり、且つ此法案は當時の庶民院をして現に選舉せられたる年限以外に尙ほ四年の餘命を保たしめたるなり。斯くの如きは單に今後の國會の任期を三年より七年に延長するの法案に比して更に遙かに手強き手段と謂ふ可し。此の法律は政略上又便宜上至當の措置と看做されたるなり。されば或は「ハラム」の如き或は「スタンホープ」卿の如き公平無私の士より此の議會主權の意義を滅却するが如き言説を聞きたらんには世の識者必ずや喫驚したるなる可し。「ハラム」氏曰く「無智の輩時に立法部の此の行動を目して越權の措置なりとなし又敢て違法にあらずとするも、少くとも人民の委任に背き、古來の憲法を破るものなりとなすが如き無稽の甚しきものなり」と。而して氏の主張

の根據は「國會の三箇年條例は僅々二十年と少し行はれたるものにして、一の經驗たるに過ぎず、而して开は結局失敗に歸したるものなれば他の法律と同じく國會は任意之を廢止し又修正することを得可し」と云ふに在り。スタンホープ卿も亦曰く「國會が其の任期を延長したることを以て越權なりとなすが如き愚論は之を馬耳東風に附して可なり、這は固と當時の黨派心に由來するものにして今も尙昂奮せる公衆に對する演説などに間々見ることあるも第一流の憲法學者は之を蔑視して顧みざるなり」と。前掲二氏の言は七箇年條例に對する攻撃の要點を逸するのみならず、此法律の憲法上の意義を曖昧ならしむるものなり。當時此の案に反對したる三十一名の貴族の反駁は洵に攻撃の要を得たり。曰く「抑も庶民院は人民之を選舉す可く、又斯く選舉せられたる時は人民の眞正の代表者たることは一般に認めらるゝ所なり。然るに當初選

舉せられたる年限より永く繼續するときは庶民院は眞正に人民を代表するものにあらず、蓋し此の延長繼續せられたる庶民院は國會に選ばれたるものにして、人民の公選したるものにあらず、而して人民の委嘱を解せず又議員腐敗の結果として故意に其の委嘱に背く議員に對する唯一の矯正法を奪はるゝこととなる。而して其の矯正法とは善良なる議員を選んで舊議員に更ゆるを云ふ。抑も七箇年條例が特殊の意義を有するは單に國會の任期を變更したるが爲めにあらず、又三箇年條例を廢したるが爲めにもあらず、千七百十六年に七箇年條例を通過したるは千六百九十四年に三箇年條例を通過したるの一事と同じく敢て驚くに足らざると共に又夫れ以上に非難を招く可き程のものにあらず、又あらずと考へられたり。驚く可きは當時現在の國會が其れ自身の繼續期限を延長したるの一事に存するなり。(中略)是れ固より先例なき所なりと雖ど

も、國會は法律上其の權限を行ひたるのみ、之を徒らに貶するが如きは偶々以て七箇年條例の憲法上の價値を滅却するものなり。此の法律は法理上國會は決して選舉人の代理人にあらず、又決して選舉區の委任を受けたるものにあらずることを證するものなり。(Dicey, Study of the Law of the Constitution pp. 42-45)

又「ダイシー」氏は更に他の場所に於て (ibid. pp. 17-18) 曰く「現今の憲法制度が常に選舉民の意思をして正規且つ立憲的の手段に依りて結局國家に至大の影響を與ふ可しと雖ども是れ固より政治上の事實にして法理上の事にあらざるなり。國民は畢竟其の意思を遂行することを得可し、然れども裁判所は選舉人の意思を顧みることなく、只法律に現はれたる意思の外人民の意思に付て全く知る所なし、故に裁判官は法律が選舉民の意思に反して制定せられ又執行せらるることの理由に依り其の法律の效力に疑義を挾

むこと決して之なかる可し」云々。

〔三〕

茲に掲ぐるは「ラーバンド」氏の見解なり。

獨逸帝國議會の組織は國法學上皇帝并に聯邦院の如く之が説明に何等の困難を感ずるものにあらず。何となれば帝國議會の組織たるや特に新規なる制度にあらず。又獨逸帝國憲法に特有の制度と云ふにもあらず。憲法上既に古くより唱道せられたる所謂國民代表の觀念に胚胎するものなり。唯夫れ政治上の關係に於て之を見るに他の大國に比して一の特色を存するものなり何となれば獨逸帝國議會は殆んど無制限なる普通選舉に依りて組織せらるゝ一院制にして其の權限も亦甚だ廣ければなり。帝國の機關としての帝國議會の國法上の組織并に其の權限の純法理上の解釋に付ては固より特種の意義あるにあらず、帝國議會の觀念、其の本質、其の帝國憲法組織上に於ける地位に至りては之を他

の議會に比して敢て別段の相違ありと云ふにあらず、唯茲に問題となるは獨逸帝國の聯邦組織が果して國會の制度の上に如何なる影響を與ふるかの一事に在り。而して聯邦院の組織を支配する原則が帝國議會に適用し得可しとせば、其の場合には帝國議會の議員が各支分國の人民より選舉せられ、議會に於ては一體と成りて合議機關を組織するも固より全體として獨逸國民を代表するにあらずして、其の依て選舉せられたる各支分國の人民を代表するものとなさざる可からず、千八百六十三年の奧太利の改革案は即ち此の思想に基きしものなるが、同年九月十五日の普國政府の報告は「斯の如き會議は各聯邦特殊の利益を代表し、獨逸全體の利益を基礎とせざるものなり」又各聯邦特殊の利害關係は國民の直接参加に基きて成立する眞正なる國民的議會に依て之を調節せざる可からざるなり」と宣言せり。此の見解は千八百六十六年の普國改

革案に採用せられ、北獨逸聯邦憲法第二十九條

には明白にして一點の疑義なき明文を以て規定せらるゝに至れり。即ち曰く、

「帝國議會の議員は全國民の代表者にして何等の委任又何等の指揮に依り拘束せらるゝものにあらず」と。

北獨逸聯邦擴張して獨逸帝國となるに及びても帝國議會の此の性質は引續き承認せられ、從て第二十九條の規定は變更せられず、但し第二十八條の但書に曰く、

「此の憲法の規定に依り帝國全般に關係せざる事項に關する決議に在りては其の事項に關係せる諸聯邦の選出せる議員の投票のみ計算す」と。(中略)

千八百六十九年五月三十一日の選舉法は獨逸全國民の代表機關としての帝國議會の性質に照應する規定なり、即ち曰く、

「獨逸帝國議會の選舉人は其の住所を有する聯

邦に於ける各獨逸人なり」と。

李漏西、索遜、巴威倫に於て選舉せられたる帝國議會の議員が其の支分國人民の代表者なりとせば其の支分國の臣民にあらざる帝國の臣民は選舉に参加する能はざるなり。而して帝國議會の議員も獨逸帝國の人民全體を代表するものとせば帝國臣民たることに依りて選舉權を獲得す可く、獨逸帝國臣民にして帝國領域内に住所を有する限りは選舉權を行使し得る譯なり。唯帝國議會に關して帝國組織が實際に影響する唯一の點は選舉區の限界に在り。若し帝國議會が一般獨逸人民の代表機關なりとの原則を論理的に推究すれど選舉區は各支分國の領域とは何等の關係なく、唯住民の數并に土地の關係に依て選舉區を區畫せざる可からざる筈なり。然れども實際には通用せられず千八百六十九年五月三十一日の選舉法に依れば各議員は「各聯邦に於て」選舉せらるゝことを規定したり。故に數多

の支分國の領域を包含する選舉區を設くるを得ず、人口十萬に達せざる支分國に於ても猶且つ一人の議員を選舉することゝなるなり。(中略)

帝國議會の議員に關する憲法第二十九條の規定は聯邦院議員に關する憲法第六條の規定と同様の文字を發見すべし。即ち議員は「*elector*」なりと云ふに在り。然れども聯邦院の議員は各聯邦の代理者にして、其の委任、訓令に拘束せらるゝに反し、帝國議會の議員は「全國民の代表者にして委囑及び指揮に依つて拘束せらるゝ」ことなし。此の規定の實際上の傾向は之に依て各議員は其の選舉區の受任者又は代理者なりとの思想を排斥せんとするに在り。然れども之を論理上より考察するに、這は更に「根本的、普遍的の原則より來る」の論理的結果たるのみ即ち各議員は獨り各選舉區の委囑、指揮に拘束せられざるのみならず、實に「全體としての國民」の委囑指揮にも拘束せられざるものなり。

帝國議會の議員は聯邦院議員が聯邦政府を代表すると同意義に於て國民の代理者たるにあらざると同時に法學上の術語としての「代理者」にもあらざるなり。各聯邦は權利主體にして、從て聯邦院に於て其の代理者に依り、其の權利及び意思を行ふことを得るも全體の國民は獨逸帝國より分離し又之に對抗する獨立の人格を有することなし。權利主體にあらず、又法律上意思を有することなし。從て何等の委任委囑をなす能はざると共に代理者に依り、其の權利意思を行ふに由なきものなり。故に帝國議會が全體の國民の代表者なりと云ふは法律上に於て全く無意味なりと云ふ可し。議員は法律上何人の代理者にもあらず、其の職務は他の權利主體より委任せられたるものにあらずして直接に憲法の規定に基くものなり、議員の法律上の地位は全く委任代理の原則を適用するの餘地なきものなり。

(Laband, Das Staatsrecht des Deutschen Reichs)

ches, Bd. I, S. 269—272)

〔四〕

抑も議會が法律上國民の代表機關なりと云ふは、議會は法律上全體の選舉人を代表するものなりと云ふと同意義にあらず、固より政治論として議會は選舉人を通じて全國民を代表すと云ふは可なり。然れども法律上の意義に於ては議會が國民を代表すとは結局議會の議決は國民の意思なりと看做すに外ならず、立憲國に在りては國民は當然國家機關たる地位に立つものにして、其の國民が國家の爲めに意思を發表する機關は即ち議會なり。而して議會とは固より二院制度を採用せる場合に在りては其の二院を併稱するものにして、其の一院が人民の選舉に依りて成立し、他の一院は全く選舉に依らざる場合をも包含す。法律の成立に二院の議決を要件となしたる以上、其の二院の議決を以て法律上國民の意思と看做すものなり。若し夫れ議會が選

舉人を通じて國民を代表すと解せんか、人民の選舉に依りて組織せらるゝ一院の議決のみ國民の意思と認めらるゝ結果、法律は君主の意思と國民の意思と君主の意思にもあらず、國民の意思にもあらずる他の一院の院議とを以て成立すと解せざる可からず、斯の如きは固より正當の見解と云ふ可からず。從て國家意思たる法律の成立要素としての國民の意思は院議に依りて發表せらるゝにあらずして、議會の議決に依りて發表せらるゝものと解せざる可からず。但し英國の國會法の規定の如く、一定の法案に付き、若くは特殊條件を附して、以て單に一院の議決と君主の裁可を以て法律の成立する場合を認めたるときは、其の一院の議決を以て國民の意思と看做す可きなり。又議會が法律上國民を代表すとは議會が特に國民の委任行爲を以て成立するの意味にあらず。議會と國民との關係は猶ほ君主と攝政との關係の如く、議會(攝政)を認め

る制度の直接の結果、國民(君主)を代表するものにして、共に國家機關相互の關係たり、且つ其の關係は直接法規に基きて發生し、双方の間に特に委任行爲なるものを認めざるなり。

國民が君主と共に國家機關たる法律上の地位を承認せらるゝは其の專制君主國と著しく異なる所以なり。獨裁專制の君主と雖ども、事實上又政治上に於ては必ずしも常に國民の意思を慮外に置くものにあらず、然れども其の之を慮外に置くこと置かざるとは君主の任意に決し得る所にして、從て法律は此點に付て全く無言なり。之に反して立憲君主國に在りては一定の場合に於て國家意思を作成するには君主及び國民の双方の意思の合致を以て法律上の要件となすものにして、之が爲めに議會制度を生ずるも、議會を有するが故に立憲國なりと云ふは當を得ず是れ事實に於ては差支なきが如しと雖ども猶二手二足を有するが故に人間なりと云ふに等しく完

全なる定義と謂ふ可からず。又事實に於ては立憲君主國と雖ども立憲國たる法律上の觀念の要求するが如く、君主と國民との意思常に能く相一致して國政を行ふことを得ず、却て國民の意思は實際の國政には殆んど何等の影響をも與へざる場合ある可しと雖ども、并は畢竟立憲政治の充分發達せざるに基くものにして、英國が模範的立憲國たるは立憲國たる法律上の觀念と政治の實際とが同國に於て最も能く一致調和せるが爲めなることは本論の初めに於て述べたるが如し。嚴格なる三權分立は必ずしも立憲政治の要求する所にあらざるなり。

立憲國の法律上の性質斯の如くなるが故に法規は原則として議會の協賛を要すとの原則を生ず可し。又普通豫算も亦法律と共に議會の協賛を要すとなし、我が國の憲法に於ても第五條は法律に對する議會の協賛權を規定し、第六十四條は豫算に對する議會の協賛權を規定せり。然

れども二者の間には著しき性質上の相違あり。

蓋し法律は國民を拘束し、從て國民の代表機關たる議會の協賛を要するは當然の事理なるも、豫算は法規にあらず官廳を拘束する行政命令にして、其の議會の協賛を要すとなすは直接國民を拘束するが爲めにあらずして國民の利害休戚に至大緊要の關係あればなり。之と同時に實質は法規にして却て命令に依りて規定せらるゝことあり。立憲國に在りては之を以て原則に對する例外と看做さざる可からざるなり。

【五】

さて上述の見解と比較する爲め「二」「三」に於て叙べたる「ダイシー」并に「ラーバンド」の二氏の見解の要點を摘記すれば左の如し。

「イ」國民は國家より分離し又之に對抗する獨立の人格を有することなく又法律上意思を認むるを得ず。

「ロ」議會は國民の指揮、委囑を受くることな

し。

「ハ」議員は選舉人又は選舉區の委囑、指揮を受くることなし。從て議會は選舉人及び選舉區の代理者にあらず。

「ニ」裁判所は法律が果して選舉人の意思に悖れるや否やを考慮するの要なし。

「ホ」英國の議會の如く法律を以て現在の議會の任期を延長したる場合には少なくとも延長したる年限丈は議會は國民を代表せず故に國民代表説を以て議會の性質を説明するに由なし。

「イ」の點と「四」の見解とは絶對に相容れざるものなり。何となれば「四」の見解は全體の國民を一體の集合人として觀察し、且つ其の集合人としての國民が國家機關たる地位を承認せらるることを以て立憲國の性質に基く當然の結果なりとなせばなり。唯憲法には明文を以て之を規定せざるの故を以て「イ」の如き反對説を生ずる

も、憲法は要するに國法學の教科書にあらざるなり、我が國の憲法第五條には「天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ」とあるが故に、「イ」の如き解釋を採るもの多しと雖も、這是次節に於て述ぶるが如く、當を得ざるものなりと信ず。

「ロ」と「四」の見解とは矛盾するものにあらず蓋し國民の集合人格を承認し議會は國民を代表すと云ふは議會又は之を組織する議員が國民の指揮委囑を受くることを以て前提となすものにあらずればなり。即ち議會が國民を代表するは恰も攝政が君主を代表するの關係に立つものにして攝政は君主の委任行爲を要せず、憲法の規定に基き一定の場合に直接君主を代表するが如く、議會は特に國民の委任行爲あるを要せず、直接國民を代表するものなり。即ち憲法が國民の總集會を認めたるときは其の總集會の決議を以て國民の意思と看做す可く又代議制を採用し

たるときは其の代議會の決議を以て國民の意思と看做す可きののみ。

「ハ」の點は問題にならず、何となれば法律上議會が國民を代表すとは選舉民を代表すとの意にあらざり、又選舉民を通じて國民を代表すとの謂にもあらざり、問題は全體としての國民は議會との直接關係たればなり。

「ニ」の點も亦國民代表説に對する反駁とならず、國民の實際の意思が果して議會の議決及び法律と矛盾せるや否やは固より裁判官并に裁判所の全然關知せざる所なり。然れども法律上は議會の議決を以て國民の意思と認むるものなるが故に裁判所は法律に現はれたる國民の意思を解すれば可なり。

「ホ」の點は要するに議會は國民を代表するものなりと云ふ學説を選舉人との關係より説明せんとするが爲めに起る疑問にして、又實際政治上よりすれば重大の問題たるに相違なきも、法

律上國民の意思たる議會の決議を以て現在の議會の任期を延長するも、議會が國民の代表機關たる性質に變更を生ず可き理由は之を法律上に發見するを得ず。

〔六〕

立憲國に於ける議會の法律上の性質よりして我が憲法第五條の議會協賛權の性質を判ずるに從來此點に關しては二個の有力なる學説あり。第一の學説は次の如し。

「議會は命令權の行使に參與するものにあらず又法律に命令としての拘束力を與ふるものは天皇の裁可にして、天皇の裁可は更に立法行爲の本體なり、議會の提出と云ひ、議會の協賛と云ふも、均しく事前の豫備行爲たるに過ぎずして議會の協賛權は單に法律案の内容を確定する爲めに行使せらるゝなり。

第二説は曰く、

「法律の制定に付て、其の内容を確定するの行

爲と之に拘束力を附與するの行爲とを區別し議會の協賛は専ら内容の確定にのみ存し、拘束力の附與は専ら裁可に存す、之と同時に天皇の裁可を以て立法行爲の本體なりとする説即ち立法權の全部が君主にのみ存すとの學説を誤謬なりとし、從て裁可は立法權の全部にあらず議會の協賛と天皇の裁可と相俟て法律をなすものにして議會も亦立法權の行使に參與するものなり」と。

第一説は「天皇は：立法權を行ふとある文字に餘り拘泥したる解釋にして、殊に第一説を主張する者が第二説の如く解するを以て如何に我が國體と相容れざるが如く考ふるは甚だ誤まれりと謂ふ可し。憲法第五條の規定は英國にて「King in Parliament」が立法權を行ふと云ふと同様に解し、立法行爲に付ては寧ろ君主と議會とを以て一體と見るに至當とす可し。君主の意思のみが法律にあらざると共に議會の議決即ち

國民の意思のみが法律をなすにあらず、然も如何なる法律も最後に君主の裁可を得ざる可からざる點に立憲君主政體の特徴を有するものなり。是を以て第二説が我が國體と矛盾するが如く考ふるは誤まれるものにして、第二説を採用するも我が國を民主共和國なりと解するものにあらざるなり。

〔七〕

さて最後に議會の國民の代表機關たる性質が其の政治上の地位に及ぼす影響に付て考ふるに立憲政治の發達するに從て「議會」と「國民」との距離が實際に於ても益々接近し來り又兩者を接近せしむる種々の方策講せらるゝに至る可し。

第一には選舉資格は漸次に低下し、被選舉資格も亦同様の傾向を呈し、政黨の勢力は次第に増大し宗教上人種上及社會階級間の軋轢等に依り阻害せられざる限りは自から大政黨の發達を見る可き筈なるも、實際には此の傾向の阻止せ

らるゝ場合多きは遺憾なり、又政黨の實力と其の議會に於ける勢力との間に正確に均衡を保たしめむとする比例代表法の如き又夫の「レフェレンダム」の制度の如きも議會と國民とを接近せしむる一法たるを失はず。然り而して更に重要なるは二院制度を採用したる場合に於ける二院間の關係にして二院制度は漸次一院制度の實を示し來ること是なり學者普通に二院制度の利益を擧げて曰く「之に依て政府と議會との衝突を緩和し之に依て國務を慎重に議するを得べしとなし、之に依て議會の專權を制すべし」と。然れども其の裏面には徒らに二院間の軋轢を増大し、徒らに國務の進行を遲滯せしめ、徒らに政府の專横を増長せしむる等の缺點あり。要するに二院制度は決して理想的動かす可からざるの制度にあらずして、寧ろ一院制度に近くを以て理想とするものなり。

最後に重要なるは責任内閣制度の確立に在り

英國今日の内閣制度の基礎が次の諸原則に在るは一般に認めらるゝ所なり。

第一は Political Unanimity なり、英國の今日より見れば甚だ不思議に思はるれども、以前には反對黨の議員が同一内閣に列せしこと甚だ珍しからず、「ウイリアム」三世の治下に初めて政黨内閣の組織せられたる後間もなく再び聯立内閣を復活し、「アン」女皇時代には内閣の一部は「ホイッグ」黨員、他の一部は「トリー」黨員より成りたり。「ウォルポール」内閣に在りては其の黨員を以て内閣を組織し得たるも「プラトニー」内閣時代には復た舊慣に復したり、斯くの如き一進一退を経て終に内閣員は同一政黨より組織せらるゝの原則を確立し得たるなり。

第二は Unity of Responsibility なり。聯立内閣に在りては固と一様の政治的見解を有せざる議員を以てしたれば、其の議會に對する責任は

單一不可分なる能はず、されば一人の有力なる閣員否な首相自身が挂冠するも、同時に他の閣員の總辭職を必要となさざりしなり。夫の「光榮ある革命」の後實に五十年、「サー・ロバート・ウォルポール」が反對黨の投票に依り辭職したる場合に於て王は「ウォルポール」の後繼者たる「プラトニー」に要求するに會期中なれば成る可く閣員に甚しき交迭なからんことを以てし「プラトニー」氏は之に答へて「政府の要職にして臣の權内に歸するに於ては謹んで王命に従はん」と云へり。然り而して聯帶責任の原則の確立したるは一千七百八十二年「ノース」卿の内閣が下院の不信任投票に依て倒れ「ロッキンガム」卿の内閣之に代りてより以後の事なりとす。

第三は Concert in Action にして、此の原則の確立したるは首相の特殊の地位が承認せられてより以後の事にして、其の首相の特殊の地位が承認せられたるは革命後實に百年の歲月を要し

たり。「ウォルポール」の專横を慨したる一文書に次の言ありしを以て見るも其の事情を推すに難からず。

“It plainly appearing to us that Sir Robert Walpole has for many years acted as such by taking upon himself the chief, if not the sole, direction of affairs in the different branches of administration, we could not but esteem it to be indispensable duty to offer our most humble advice to his Majesty for the removal of a minister so dangerous to the King and the Kingdom.”

斯の如き言は英國の今日より見れば只々奇怪至極に聞ゆれども、英國も一度は斯くの如き時代を経過したるなり。元來法律上よりすれば閣員は只樞密顧問官として認めらるゝものにして本來は其の間に上下の關係あるにあらず、我が憲法第五十五條に於て「國務各大臣は天皇を補助し其責に任ず」と規定せる結果として「内閣の

統一は法律上強制するの途なし」と説明すると稍々似たる關係なり。法文の解釋は別とするも政治の實際に於て内閣統一の必要あるは敢て贅言を要せず。市村博士は「吾人は獨逸流の内閣制度を有し得る状態に在る我國の現状を喜ぶ」(京都法學、八卷、一號、七七頁)と云はれたるも予輩は一日も早く斯の現状を脱せんことを切望して已まざるものなり。(完)

批評と紹介

小野塚 現代歐洲之憲政

大正二、五、東京博文館發行
菊判四二二頁、定價一圓五〇錢

前年小野塚教授が、歐洲現代立憲政況一斑を公にされたる折、本誌上に於て無遠慮の批評を加へたる因縁にや、發行所より本書の寄贈を受けられたれば、早速精讀したるに、流石は研究の熱心にして穿鑿の周到なる教授の述作のことゝてその記する所、地は英獨佛伊匈葡土の七國に跨り、事は主として千九百八年以來本年三月までの間に涉れど、論述詳備、殆んど間然す可きの點なく、讀者を啓發するもの尠からず。思ふにこの間英に上院權限制問題あり、愛蘭自治問題あり、獨に親政是非の議論あり、社會黨の黨勢擴張あり、佛匈に選舉法改正問題の懸案あり、伊にジョリツテの進退の注目す可きあり

更に葡土の兩國に至りては驚天動地の革命を演出せり、本書は這般の大問題を捉らへて能く公平に之を評論せり、そのデーリー・テレグラフのカイザー謁見録が湧起したる議會の波瀾を叙して「然りと雖も皇帝の失意を以て君主親政の全敗と爲し、デーリー・テレグラフ事件を以て獨逸立憲政治上の時代の區劃點と爲すは、極端なる見解なり」と斷ずるは兎もあれ、彼の英國上院問題の政府黨の勝利に歸したるを説きて「予は此衆民的趨勢を無條件的に謳歌する者にあらず、否寧ろ衆民の能力發達に伴はざる勢力擴張は社會上政治上大なる危険を有するを信ずる者なり、然りと雖も徒らに過去に戀々として此大勢を誼ふ者にあらず、人性共通の缺點と複雑なる文明の伴ふ開明社會の缺點とを直に衆民的勢力勃興の責に歸する者にあらず」と論じ、又葡國に於ける共和黨抑壓政策の失敗を評して「然りと雖も凡そ天下の事原因の排除に勉めずして